

弘前市ごみ減量化・資源化の取組に関する協定書

岩木山商工会（以下「甲」という。）と弘前市（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、弘前市のごみの減量化・資源化に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、循環型社会の形成と地球にやさしい「あずましい ふるさと」を目指し、甲と乙が相互に連携協力して、ごみ減量化・資源化の推進及びごみの適正処理等に取り組むことを目的とする。

（甲の取組）

第2条 甲は乙と協力して、甲の会員に対し、それぞれの事業所等から出るごみの減量化・資源化について、次の項目の取組を呼びかけ、支援することによって、会員の意識向上を図る。

- （1）オフィス町内会を活用し、事業所等から出る古紙類の再資源化に積極的に取り組む。
- （2）乙が発信する情報を参考に、事業系ごみの排出ルールを理解し、ごみの適正排出に努める。
- （3）乙が行う事業所の戸別訪問に協力する。

（乙の取組）

第3条 乙は甲と協力して、ごみの減量化・資源化に係る意識啓発活動を実施する。

- 2 乙は、市全体がごみ減量化・資源化に積極的に取り組める環境を整備するため、次の項目の取組を実施する。
 - （1）広報誌やホームページなどを用いて、わかりやすい情報を発信する。
 - （2）事業所向け出前講座を通し、わかりやすく周知啓発を行う。
 - （3）「事業系ごみガイドブック」等を用いて、ごみの分別や排出方法に関する周知を行う。
 - （4）事業所の戸別訪問により、ごみ排出方法の助言を行う。
 - （5）ごみ処理施設における事業系ごみの展開検査により、排出状況の実態を把握するとともに、不適正なものの搬入を規制することにより、事業系ごみの適正排出を促す。
- 3 乙は、本協定の取組について、市民の理解と協力が得られるよう広く周知する。

（意見交換）

第4条 甲及び乙は、ごみの減量化・資源化の取組を推進するため、積極的に意見交換を行い、相互に協力できる項目の確認やそれぞれの取組の進捗状況について、情報共有を図るものとする。

（協定の効力及び更新）

第5条 この協定は、協定締結日から1年間をもって終了するものとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲または乙のいずれからも申し出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定める事項を変更しようとするとき、この協定に定めのない事項で必要が生じたとき又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定することとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年5月19日

甲 弘前市大字賀田一丁目20番地6
岩木山商工会

会長

石田 豊 

乙 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市

市長

櫻田 宏 